

あきる野市の新型コロナウイルス感染者に関する情報の公表について

市内で新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合、感染者に関する情報については、東京都西多摩保健所等で感染者やご家族、濃厚接触者に対する必要な対応を行っていることを踏まえて、市内における感染拡大の防止を図り、市民の安全で安心な生活を守るために、下記のとおり公表することとします。

なお、この考え方については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行います。

記

1 市内の患者数の公表について

東京都では、都内で感染者数が急増していることを受けて、都民に対して一層の注意喚起を図る観点から、4月1日より区市町村別の患者数を公表しています。

本市においても、市内に感染者が発生した場合には、東京都からの情報を基に患者数を公表しており、今後も以下2及び3に記載の場合を含めて継続します。

2 市の施設において感染者が発生した場合の公表について

感染者が市の施設の利用者や市職員等であり、市が施設管理者として対応する必要がある場合には、東京都西多摩保健所等からの連絡により感染者の情報を把握することになるため、本人の同意を得た上で、次のとおり情報を公表します。

(1) 公表の内容

感染者の年代、性別、症状・経過、渡航歴、行動歴などのうち、感染拡大の防止に必要な情報とします。

また、その情報については、個人のプライバシーの保護と人権に配慮しつつ、関係者の同意を得た上で、濃厚接触の状況や感染拡大リスクなどを総合的に勘案し、個別に検討して判断します。

(2) 公表の方法

必要に応じて、記者会見、プレスリリース、ホームページ及びその他の方法により公表します。

3 市内の事業所で感染者が発生した場合の公表について

感染者に関する情報は、事業所の管理者等へ提供されることになるため、公表については、事業者等の判断となり、市が公表することはありません。

市としては、事業者等が独自の判断で公表する場合には、個人のプライバシーの保護や人権に配慮し、関係者の同意を得た上で行うよう要請します。

ただし、事業者等から市に情報提供があり、感染拡大の防止に必要な場合には、東京都西多摩保健所等と協議の上、市からも公表することがあります。